

Title	中華人民共和国の体育とスポーツ
Sub Title	The physical education and sports in People's Republic of China (Communist)
Author	笹島, 恒輔(Sasajima, Kosuke)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1964
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.4, No.1 (1964. 9) ,p.11- 34
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00040001-0011

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中華人民共和国の体育とスポーツ

笹 島 恒 輔*

1. は じ め
2. 中華人民共和国成立以前
3. 中華人民共和国成立以後の体育
4. 体育関係の学校
5. 体育・スポーツ関係の条例
6. 中華人民共和国のスポーツ
7. む す び

1. は じ め

中華人民共和国の成立は1949年10月1日であるが、国共分裂後中国共産党が中華ソビエト共和国を江西省瑞金に樹立したのは1931年11月である。しかし、その後の相次ぐ国民党の攻撃にあい大移動を敢行し、1935年10月陝西省に移った。その後の国共の内戦、日華事変、太平洋戦争と戦乱の続く間にその勢力を延ばしていった。

1945年に太平洋戦争が終了すると国民党と共産党の相剋は再び激しくなり、国民党は一時優勢を示したが、その後共産党が優勢となり国民政府は台湾に移転し、中国本土には中華人民共和国政府が成立した。

中国共産党は瑞金時代より体育・スポーツに力をそそいできており、中華人民共和国成立後は当時の共産圏諸国の指導国であったソ連を模範として体育・スポーツの制度を確立し、国家アマチュアの制度を採用し、体育・スポーツに関する種々の法令を公布しその発展に努めて来ており、政府はその政治、経済、文化、教育の各政策を背景として政府の政策に応じた目標を掲げて、計画的に国民を指導し啓蒙し、一步一步国策の線に沿って生産力の拡充と国防力の強化という方向に向かって強力に実施されて来ている。

中国のスポーツの記録は第2次大戦前には世界の水準から見ればはるかに低いものであったが、中華人民共和国成立後はその発展に力をそそいだために種目によっては世界の強豪の地位

* 慶應義塾大学体育研究所助教授

を占め、いくつかの世界記録を樹立するまでになった。

2. 中華人民共和国成立以前

中国共産党は、国共分裂後、1927年11月に広東省に海陸豊ソビエト地区をつくり、1928年に江西省ではじめて紅軍を組織し、江西、湖南、湖北を中心に6万の紅軍と9つのソビエト政権（紅色政権）をもつにいたった。1931年11月には、これを統一的国家組織に結成し、江西省瑞金に毛沢東を主席とする中華ソビエト共和国臨時政府を樹立した。

国民政府はこれらのソビエト区に対して、1930年末より攻撃をくわえたが、1934年10月には第5次攻撃を開始した。これをささえることのできなくなった共産軍主力は瑞金をすてて西方に移動をはじめ、広東・湖南・広西・貴州・雲南・西康・四川・甘粛の各省を経て「2万5千里」の長征を終わり、1936年10月に陝西省北部に達し、新首都を定めた。

1936年7月に日華事変が勃発すると、9月には正式に国共両党の第2次合作が成立した。同年8月に国民政府は紅軍を八路軍として改編し、陝西のソビエト区を陝甘寧辺区として認めたので延安に辺区政府が成立した。

紅軍の主力は黄河をわたって日本軍との作戦を展開し、また日本軍の間隙をたくみについでその占領線内に勢力をひろげ多くの解放区を組織していった。

学校制度

1934年1月に公布された「中華ソビエト共和国憲法大綱」第12条に「中華ソビエト政権は、工農労働者の教育を受ける権利を保証することを目的とし、革命戦争の進行をゆるす範囲内で完全免費の教育の普及を実施しようとするものである。」とのべている。

この大綱にしたがって学校制度は定められ、ソビエト区には、どの郷にもレーニン小学校（人民小学校、労働小学校）が設立され、大きな郷になると、それが2～3校あるところもあった。こうした学校制度やその教育は、「中華ソビエト共和国小学制度暫時条令」、「小学課程教則大綱」に定められているが、それによると、その目的は、共産党の指導する国内革命戦争と、土地革命政策を認識させて、階級意識を養ない、かつ、身体鍛錬と軍事訓練の実施を重視するにある。学制は5年制で、前期（初級小学校）3年、後期（高級小学校）2年であったが、一部には、4・2制のところもあった。この学校へは7歳から入学させ、15歳までの児童を収容したが、土地の実情によっては半日授業を認めていた。

中国共産党の教育の方針は文盲の根絶ということにその方針を置いていたので出来るかぎりの手段を用いて文盲の根絶に努め、辺区では辺区の、解放区では解放区の実状に則した学校

制度を定めていた。しかし、国共内戦による瑞金からの移動、延安に移ってからの日華事変の勃発と太平洋戦争、解放区ではたえない日本軍の作戦、討伐等のために十分な教育が行なわれていたかどうかは疑わしい。

体育とスポーツ

1938年10月の六中全会で行なった毛沢東の演説にも体育運動を組織化することを述べており、体育とスポーツが奨励されていたことがわかるが、どのような種目をどのような方法で行なっていたかについては明らかではない。ただ、「戦闘隊回憶録」⁽⁴⁾、「中国赤軍物語」⁽⁵⁾、「中国の赤い星」⁽⁶⁾等からわずかにその片鱗を知ることが出来る。

「戦闘隊回憶録」は1937年以後山西省西北部に駐屯し日本軍と戦っていた八路軍第120師団で行なわれていた体育・スポーツの思い出を1959年に発表したものであり、それによれば駐屯地にサッカー、バレーボール、バスケットボール、陸上競技の各施設をつくってスポーツを行ない、記念日には陸上競技、球技（バスケットボール、バレーボール、サッカー）、軍事体育（競馬、手榴弾投、射撃、刺殺、登山、武装障害競走）を行っており、洪水になれば水泳、ボートの練習を行っていた。

また、中国共産党本部の在った延安に軍及び各方面の人を集めて球技、陸上競技の競技会を開催していた。⁽⁷⁾

「中国赤軍物語」は瑞金より延安へ移動の戦闘の物語りであるが、その戦いの合間にはレクリエーションとしてのバスケットボールを楽しんでいたことが書かれている。⁽⁸⁾

また、「中国の赤い星」は米人記者の共産地区の見聞記であるが、その中にはどこに居ても体育は出来るという例としての軍隊の体育訓練や、赤軍大学の学生がバスケットボール、庭球、卓球を余暇に楽しんでおり、根拠地での赤軍は朝1時間の運動と夕2時間の遊戯か運動の日課が組まれ、走幅跳、高跳、競走、壁登り、綱登り、縄飛び、手榴弾投げ、射撃が奨励され、卓球が盛んだったと書かれている。⁽⁹⁾
⁽¹⁰⁾
⁽¹¹⁾

これらの本からして、バスケットボール、サッカー、バレーボール、卓球、陸上競技等のスポーツと軍事体育を行っており、時には競技会も開催していたことを知ることが出来る。

注 (1) 石川忠雄著、「中国共産党史研究」(昭和34年)慶應通信, 9~12頁。

(2) 教育学テキスト講座第4巻,「東洋教育史」(昭和38年)御茶の水書房, 83~84頁。

(3) 前掲(2)書, 36頁。

(4) 新体育社編,「新体育」,人民体育出版社(北京)1959年第13期号—1960年第1期号。

(5) 外文出版社編,「中国赤軍物語」(1958年),中国国際書店(北京)。

(6) エドガー・スノウ著。宇佐美誠次郎訳,新版「中国の赤い星」(昭和39年),筑摩書房。

(7) 前掲(4)書,1959年第13期号,第14期号,第15期号,第17期号,第22期号。

- (8) 前掲(5)書, 266頁。
- (9) 前掲(6)書, 212頁。
- (10) 前掲(6)書, 81頁。
- (11) 前掲(6)書, 219~221頁。

3. 中華人民共和国成立以後の体育

民国34年(1945年)8月,日本の敗戦により太平洋戦争は終結し,明治以来発展した日本の勢力は一挙に大陸から拭掃され,民国26年(1937年)7月の日華事変以来の日本の中国占領は終わった。この旧日本軍支配地域の接收をめぐって国民党と共産党の争いが激化した。共産党は解放区を拡大し中国民族の全面解放をはかったが,国民政府はアメリカの軍事援助のもとに旧日本軍支配地を掌握し共産党の指導する解放区の消滅を企てた。しかし,アメリカの調停により国共の停戦となり,民国35年(1946年)1月には重慶で政治協商会議が開催され,中国の統一政府樹立を決議した。しかし,同年3月以降,国・共関係は再び悪化し,翌1947年1月に国民党は単独で憲法を公布し,中共の根拠地である延安の攻略を開始し,これに対して共産党は7月に民主連合政府樹立を主張する七・七宣言を発表し,10月には蒋介石打倒を宣言して国・共は全面的武力戦に突入した。国民政府軍は始めは優勢であったが,1947年夏頃からこれが逆になり,次第に各地を共産軍に占領され,1948年末には満州全土が,1949年1月には北京・天津が中共の手に帰し,同年1月国民党総統蒋介石は下野を声明し,国民政府は同年4月広東,10月重慶,つづいて成都と遷都し,1949年12月9日に台湾省に移った。

この間,中共は1948年以来,華北人民政府,中原臨時人民政府,東北人民政府と次々に地方政府を樹立するかたわら,1949年3月には人民政府本部を北京にうつして連合政府樹立に乗出し,9月には蔣派を除く各党各派からなる新政治協商会議を北京に召集した。これにより毛沢東を主席とする中央人民政府が成立し,10月1日をもって中華人民共和国が成立した。

中華人民共和国は成立の当初には共産圏諸国の指導国であるソビエト連邦を模範として総ての制度を確立した。しかし,その後中華人民共和国の環境・社会状況に適合した中共独自のものを創りあげようとしている。

中華人民共和国は成立の当初より体育には深い関心を示しており,臨時憲法ともいふべき「中国人民協商会議共同綱領」(1949年9月公布)の第48条に「国民体育をすすめ衛生医学事業をひろめ,母親・乳幼児及び子供の健康に留意する」と規定し,1954年9月20日公布の「中華人民共和国憲法」第94条に「……国家は,とくに青年の体力及び智力の発展に配慮する」と規定している。

中共の体育政策は各時期ともに,政治・経済・文化・教育の政策を背景としてその時々

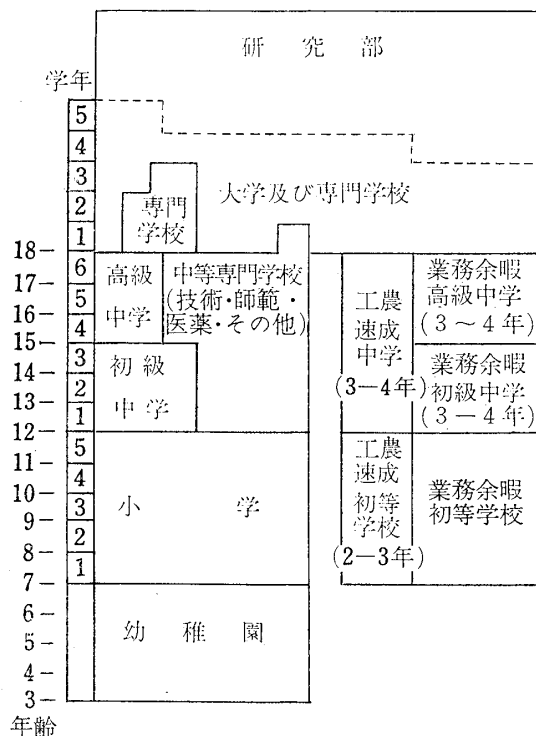
府の政策に応じた目標を掲げて計画的に国民を指導し啓蒙し、一步一步国策の線に沿って、生産力の拡充と国防力の強化という方向に向かって強力に実施されて来ている。

学校体育

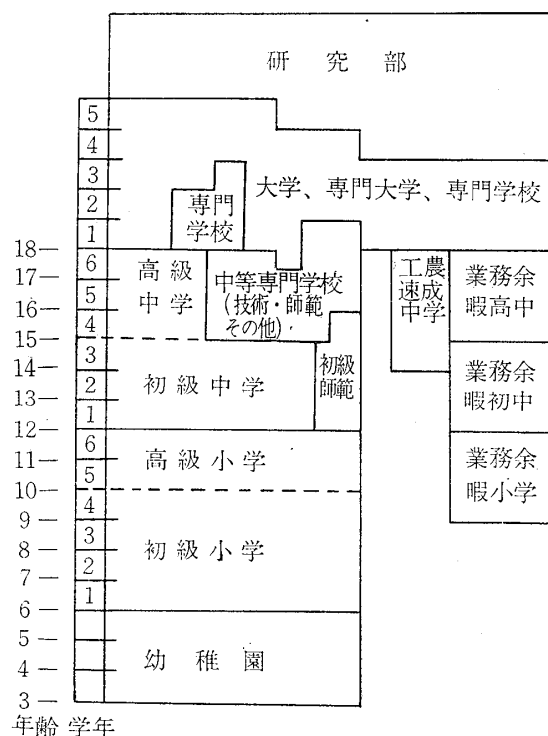
中華人民共和国は国家成立の初期には文盲の根絶と高年齢者への教育の普及を計るために短期速成教育に力をそそいだが、これ等の学校は次第に姿を消していつている。⁽¹²⁾

体育の授業時数は小学校、初級中学校、高級中学校とも週2時限で小学校の1時限は45分となっている。

第1表 旧 学 制



第2表 新 学 制



体育の目標

小 学 校

「小学校暫行規則(草案)」(1952年3月教育部公布)によると、「児童に強健な身体と活発、明朗な性格および衛生上の基本的知識と習慣を持たせる」となっている。⁽¹³⁾

中 学 校

「中学校暫行規則(草案)」(1952年3月教育部公布)によると、「生徒の体育衛生の知能と習慣を養い、強健な体格を作ること」となっており、「中学体育教学大綱(草案)」(1956年教育部公布)によると、⁽¹⁴⁾

- 1 身体を鍛練し、健康を増進し、身体の正常な発育を促進する。

- 2 教学大綱に規定した体操、遊戯と各種主要競技運動の知識と技能を学生に教授し、併せて学生の身体の素質（敏活・迅速・力量と耐久力等）を授業中に発展させる。
- 3 学生に愛国主義思想、労働愛好、集体主義精神を具有させ、紀律、堅毅、勇敢、機敏、樂觀等の共產主義的品質を自覚させる。
- 4 学生に学習、生活と工作中に個人と公共の衛生的習慣を養成する。
- 5 学生に体操、遊戯、競技運動を愛好し、興味と日頃の自覚から身体鍛練に参加する習慣を培養する。⁽¹⁵⁾

授業内容

授業内容は、体操、遊戯、運動、旅行となっているが、教学大綱には各学年の目標、内容について述べている。

体操には隊列練習、一般発展と準備の練習、懸垂、腕立伏臥腕屈伸、登はん、跳躍、投擲、平衡、巧技等を含んでおり、運動は一番重要なものでその中に陸上競技（走、跳、投）、水泳、スキー、スケート等を含んでいる。

体育の授業内容は「労働衛國体育制度条令」（後出）に一致するように定められている。⁽¹⁶⁾

小学校その他の学校では、課業前または授業の間にラジオ体操を行なうように通達されており、小学校では少年ラジオ体操を実施している。このラジオ体操は学校ばかりでなく、官庁、工場、商店、人民公社、家庭でも盛んに行なわれている。

課外体育

中華人民共和国においては、課外体育は教育の一環として重視されており、教育部（日本の文部省に当る）も1955年9月2日に「小学校の課外活動に関する規定」を公布した。同規定によると「体育鍛練一サークルに分けておこなう（たとえば7人ないし14人を組としておこなう）。一定の時間内、サークルで指定したサークル長が、そのサークルの組員を指揮して活動する。教材は体育科で用いる教材の練習を主とする。各サークルとも毎週2回ないし3回これをおこなう。」となっている。また、1955年7月教育部公布の「中・小学児童生徒の過重な負担軽減に関する指示」⁽¹⁷⁾にも課外体育に対する種々の通達が示されている。⁽¹⁸⁾

小学校の課外体育は小組（小グループ）に分けて毎週2～3回行なっており、2部制と施設の狭い小学校は附近の空地か公共の場所で行なうことになっている。小学校の課外体育は体育小組と運動小組に分けて行なわれており、体育小組は班を単位としその内容も体育の内容を主としており、これに適当に生徒の年齢と身体訓練に適した運動と遊戯を加味している。

運動小組は、5、6年の希望者のみでつくり、正課の体育にない種目の運動を行なわせている。それは、小サッカー、小バスケットボール、卓球、体操、陸上競技、舞踊等であり、この運動小組に参加する者は体育小組には参加しない。

学校の施設が不十分なところでは校外の児童、少年の教育機関（少年の家、少年宮、児童体育場、少年業余体育学校等）の体育施設を利用している。

(19)

中学校の課外体育の時間は原則として毎週2～3回、1回45分となっているが、種目によっては週2回、45～90分となっている。

中学校の課外体育は、鍛練小組と運動隊に分れており、低学年は鍛練小組で、高学年は運動隊で課外体育を行なっている。鍛練小組も運動隊もその内容は労働衛國体育制度条令の精神を中心として行なっており、休暇には旅行と露營を行なっている。また、中学校になると国防体育の種目も行なわれている。

(20)

13歳以上の中学生で体育、スポーツに興味のある生徒は、少年業余体育学校（13～17歳）、青年業余体育学校（17～23歳）で専門家のコーチの下に体育、スポーツを行なっている。

注 (12) 中国の文盲率は、中華人民共和国成立の1949年において80%の高率であった。——斎藤秋男著、「新中国の教育建設」（昭和25年）新教育事業協会、20～21頁。

(13) 文部省調査局監修、「中華人民共和国教育法令」（昭和31年）国民出版協会、51頁。

(14) 前掲(13)書、73頁。

(15) 南京師範学院教育系編、「教育学」（1959年）江蘇人民出版社（南京）、298頁。

(16) 前掲(15)書、301～303頁。

(17) 前掲(13)書、65頁。

(18) 前掲(13)書、113～114頁。

(19) 「中華人民共和国体育運動文件彙編—第2輯—」（1957年）、人民体育出版社（北京）、144～145頁。

(20) 「中華人民共和国体育運動文件彙編—第3輯—」（1958年）、人民体育出版社（北京）、62～64頁。

4. 体育関係の学校

中華人民共和国は体育に力をそそいでいるので体育の教育機関も多数設けられている。それは、体育学院（体育大学）、体育専門学校、少年業余体育学校、青年業余体育学校、労働者・職員業余体育学校である。

体育大学は10校（北京、上海、瀋陽、武漢、成都、西安、ハルビン、南京、広州、天津）あり、体育教員、体育行政官、コーチの養成と体育の研究機関であって、体育専門学校は、中・小学校の体育教員、職場、組合の体育指導者の養成を目的として設けられている。また、成都体育大学（四川省）には附属の体育医学院が設けられており、運動傷害の治療と予防の研究をしている。

体育大学の内容の例として北京体育大学をあげると、学科は、陸上・水泳学科、体操・武術・球技学科の3学科に分れているが、3年までは学科に分れず基礎部で基礎理論の知識、

各種の基本技術を習い、専門技術の訓練はごくわずかだけ行なう。4年になると専攻別の学科に分れ、卒業には卒業論文を提出することになっている。⁽²¹⁾

各学校ごとに課外活動としてスポーツを行なうよりも1カ所に集めて実施した方が技術も向上し優秀な指導者が指導出来るという利点があるために各地に数多くの業余体育学校が設けられている。

業余体育学校ははじめは少年と青年の2種類であったが、1961年に労働者・職員業余体育学校が設けられた。

少年業余体育学校

少年業余体育学校は「余暇の時間を利用し、祖国を愛するという精神で少年運動員を教育し、身体の全面的発展を促進し、専門の運動技術を掌握させ優秀な運動員を養成する。」という目的で設立されたもので、学校所在地の13歳から17歳の少年少女で一定の運動基準を有し、その技術が上達する見込みがあり学業と行ないの良し者を、家長と在学している学校長の許可を得て身体検査と入学試験を行なって入学させている。

水泳、フィギヤスケート、スピードスケート、巧技運動、芸術体操等の種目を希望する者は年齢の若い児童でも入学を許可している。

少年業余体育学校は体育運動委員会、体育協会の支援により運営されており、その授業は総合と1種目の2班に分れて行なわれ、更に授業の都合上運動項目別に分れ、必要により各班は性別、年齢、技術水準により細分されている。

授業内容は実技と講義に分れ中央体育運動委員会の統一教授要目によって行なわれており、測定、校内・校外での試合が含まれている。

授業時数は毎週2～3回、毎回1時間半から2時間であるが、一般学校の休暇の期間には実技の時間を増すことになっている。また、技術水準の高い学生については別に定めるとしている。

修業年限は3年で学年の終わりには進級試験を行ない、卒業時に3級運動員の標準に達した者には卒業証書を出し、2級以上の運動員の標準に達した者には賞品を与えている。

在学生で規則に違反したり学習態度の悪い者は警告或は退学処分になっている。⁽²²⁾

少年業余体育学校では、年齢と技術程度によって異なるけれども、球技はその種目の規則により(少なくとも15人)、その他の種目では8～15人に1人の教員がつくように指示されており、1、2年では年間授業数は286時間で186時間が実技、60時間が理論、40時間が補助運動というのを参考として授業計画を作製するように指示されている。⁽²³⁾

青年业余体育学校

青年业余体育学校は「余暇の時間を利用して青年の優秀運動員を養成し、思想を鍛練し、運動の技術水準を高め併せて技術指導と審判員の初步知識と技能を学ばせる。」という目的で設立され、学校、工場、鉱山、企業、機関に籍のある青年で年齢17～23歳で労働制の1級の標準に通っており一定の種目の運動基準を有し、その技術が上達する見込みがあり、学業、仕事、性質の良い青年男女で、自分から志望して身体検査と入学試験に合格したものを入学させている。

青年业余体育学校は体育運動委員会、体育協会の支援により運営されており、その授業は総合と1種目の2班に分れて行なわれ、更に授業の都合上運動項目別に分けられ、必要により各班は性別と技術水準により細分されている。

授業内容は実技と講義に分れており中央体育運動委員会の統一教授要目によって行なわれており、理論の講義と実習、測定、校内、校外での試合が含まれている。

授業時数は毎週2～4回で毎回2時間であるが、技術水準の高い学生については別に定めるとしている。

修業年限は3年で学年の終わりに進級試験、卒業時には卒業試験を行っており、卒業時に2級運動員の標準に達した者には卒業証書を与え、1級以上の標準に達した者には卒業証書の外に賞品を出している。

学生で学業成績の良い者は表彰し、一方、学校の規律に違反した者は状況により警告または退学処分にするになっている。

授業は各地の競技場、体育館、その他の体育施設を利用して行なわれている。

少年・青年业余体育学校では学生の健康に注意を払っており、少なくとも年2回の身体検査と競技出場前の身体検査を実施している。⁽²⁵⁾

労働者・職員业余体育学校

この学校は勤労者のスポーツ要求にこたえて1961年に設けられたもので、授業は週2回2時間宛行なわれるが、少年・青年业余体育学校が優秀選手の養成というのに対してレクリエーションの色彩がこい。

少年・青年业余体育学校は目的から見ても明らかなようにスポーツの天才教育を目的としており、その効果は着々とあがっている。

第26、第27回世界卓球選手権大会で男子単で優勝の莊則棟は北京少年宮业余体育学校に在籍していたし、同じく2位の李富栄は上海业余体育学校の卒業生である。

业余体育学校で成績の優秀であったものは体育大学に入学して、より一層技術を磨くという制度をとっている。

- 注 (21) 「体育報」第443期 (1962年 9月10日号), 体育報社 (北京)。
(22) 前掲(19)書, 156~158頁。
(23) 前掲(19)書, 152~153頁。
(24) 前掲(19)書, 153~155頁。
(25) 前掲(19)書, 155, 157頁。

5. 体育・スポーツ関係の条例

中華人民共和国中央体育運動委員会と中華全国体育総会は国内の一般大衆に対し体育の普及をはかり、体育運動を通じて生産力の拡充と国防力の強化という面に役立たせ、また遅れた中華人民共和国のスポーツの興隆を目指し、これにより民族意識を高揚し、国民精神の統一をはかろうとして各種の体育・スポーツ関係の条例を公布している。

労働衛國体育制度条例

労働衛國体育制度条例 (略して労衛制) は中華人民共和国の体育・スポーツの基本となる条例であって、1954年 5月 4日に暫行条例 (暫定条例), 1956年 2月29日の修改革案 (修正草案) を経て、1958年10月20日国務院全体会議第81次会議の批准を得て、同年10月25日に中華人民共和国体育運動委員会より、12条からなる「労働衛國体育制度条例」が公布された。

それは、

第1条 労働と国防の体育制度 (以下労衛制と略称する) は社会主義国家建設のため人民の体育鍛練上の基本的要求により制定する。その目的は、人民の体育鍛練への積極的参加を奨励し、併せて体育運動の普及を促進し、運動技術の水準を高め、人民の身体を強壮にし、意志を堅固にし、更に社会主義建設と祖国防衛に奉仕する好機を与えるにある。

第2条 労衛制は身体の全面的發展のため、順を追って漸進するのを原則とし、性別、年齢別に区分し、少年級、1級並びに2級の3階級を設ける。

第3条 労衛制1級及び2級は各々6項目からなり、速度、耐久力、敏捷性、力量の方面を全面的に發展させるため多くの者を訓練に参加させ、併せて初歩の国防知識修得の訓練に参加させるにある。6項目中の第1項より第5項までは中華人民共和国体育運動委員会の統一規定による。第6項は各省、直轄市、自治区の体育運動委員会がその地区の特殊事情により定めた規定による。

第4条 各級体育運動委員会は、各々全国或は所属地区の労衛制実施の指導、監督の責に任ずる。教育部と労働組合は、各々学校と工員の労衛制実施の責に任ずる。衛生部は労衛制の医学的監督の責に任ずる。共産主義青年団は、労衛制実施に積極的にはたらきかけねばな

中華人民共和国の体育とスポーツ

労働衛國体育制度 1 級項目標準

項 目	標 準							
	男 子				女 子			
	16—18歳	19—30歳	31—40歳	41歳以上	16—18歳	19—25歳	26—35歳	35歳以上
1	100m 走 又は 60m 走	14秒 4 8 秒 8	14秒 2 8 秒 6	15秒 9 秒 4	— —	17秒 10秒 4	17秒 2 10秒 6	17秒 8 11秒 —
2	1500m 走 800m 走	6 分 —	5 分50秒 —	6 分30秒 —	7 分30秒 —	— 3 分50秒	— 3 分45秒	— 4 分15秒 4 分50秒
3	走 幅 跳 又 は 走 高 跳	3.80m 1.15m	4.20m 1.20m	4.10m 1.15m	3.40m 1.05m	3.10m 1.05m	3.10m 1 m	2.90m 0.95 m 2.50 m 0.90 m
4	重 量 挙 又 は 懸 垂 腕 立 伏 臥 繩(竹)のぼり 男子 は手, 女子は手足	附 属 書 類 (1) を 見 よ 6 回 — 3 m	7 回 — 3 m	4 回 — 2.50m	3 回 — 2 m	— 5 回 2.50m	— 5 回 2.50m	— 4 回 — 3 回 —
5	射 撃 運 動 又 は 手 榴 弾 投 男 700 g 女 500 g 行軍 男子 6 km 負荷 5 kg 女子 4 km 負荷 3 kg	附 属 書 類 (2) を 見 よ 30m 32m 32m 30m 17m 18m 18m 17m 44分 42分 47分 51分 — 38分 36分 40分 42分						
6	各 省 市 自 行 車 治 区 道 での 参 考 な 項 目 と 考 へ こ と	時 間 ・ 泳 法 は 問 わ な い 5 分30秒 5 分20秒 5 分40秒 5 分50秒 2 分40秒 2 分45秒 2 分50秒 3 分						

労働衛國体育制度 2 級項目標準

項 目	標 準						
	男 子			女 子			
	17—30歳	31—40歳	41歳以上	17—25歳	26—35歳	36歳以上	
1	100m 走 又は 200m 走	13秒 6 28秒	14秒 30秒	16秒 34秒	16秒 —	17秒 —	18秒 —
2	3000m 走 800m 走	12分10秒 —	13分30秒 —	15分 —	— 3 分20秒	— 3 分50秒	— 4 分30秒
3	走 幅 跳 又 は 走 高 跳	4.80m 1.35m	4.40m 1.25m	3.90m 1.20m	3.60m 1.10m	3.30m 1.05m	3 m 1 m
4	重 量 挙 又 は 懸 垂 腕 立 伏 臥 又 は 繩 (竹) の ぼ り 男子は手, 女子は手足	附 属 書 類 (1) を 見 よ 10回 — 4.50m	8 回 — 3.50m	6 回 — 2.50m	— 8 回 3.50m	— 7 回 —	— 5 回 —
5	射 撃 又 は 手 榴 弾 投 男 700 g 女 500 g 行軍 男子 10km 負荷 5 kg 女子 6km 負荷 3 kg	附 属 書 類 (2) を 見 よ 40m 38m 32m 23m 21m 18m 70分 75分 85分 54分 60分 65分					
6	同 前	時 間 ・ 泳 法 は 問 わ な い 10分30秒 10分40秒 10分50秒 5 分15秒 5 分30秒 5 分45秒					

中華人民共和国の体育とスポーツ

労働衛國体育制度少年級項目標準

附属書類 (1) 重量挙標準

項 目		標 準		被験者の体重 被験者は自己の 体重により押し 挙げ又は引き挙 げをえらぶ	労働制 1 級		労働制 2 級	
		少 年	少 女		押 し	引 き	押 し	引 き
		13—15歳	13—15歳		挙 げ	挙 げ	挙 げ	挙 げ
1	60 m 走	9 秒 6	10 秒 6	50kg 未 満	30kg	40kg	37kg	53kg
2	400 m 走	1 分 25 秒	1 分 40 秒	50kg 以上 56kg 迄	35kg	45kg	42kg	58kg
3	{ 走 幅 跳 又は 走高跳	3. 50m 1. 10m	3m 1m	56kg 以上 60kg 迄	40kg	50kg	47kg	63kg
4	手榴弾投 500g	24m	15m	60kg 以上 67. 5kg 迄	43kg	53kg	52kg	68kg
5	{ ソ フ ト 12 吋 ボール投	32m	21m	67. 5kg 以上 75kg 迄	45kg	55kg	57kg	73kg
6	{ 縄又は竿のぼ り(手足使用)	3m	2m	75kg 以 上	48kg	58kg	62kg	78kg

附属書類 (2) 射 撃 標 準

練習 番号	小銃種類	目 標	距離 M	射撃 姿勢	使用弾数		射撃時間		標 準	
					試射	本射	試射	本射	1 級	2 級
1	軍用小銃	4 号 標 的	100	依託 伏射	3	5	制限 なし	制限 なし	22 点	25 点
2	同 上	直径 30cm 黒 点 的	100	同上	3	5	同上	同上	弾着間隔 最高 25cm	弾着間隔 最高 20cm
3	小口径運動 小銃	7 号 標 的	50	同上	3	5	同上	同上	25 点	30 点
4	同 上	直径 14cm 黒 点 的	50	同上	3	5	同上	同上	弾着間隔 最高 8cm	弾着間隔 最高 6cm
5	同 上	6 号 標 的	25	同上	3	5	同上	同上	25 点	30 点
6	同 上	直径 7cm 黒 点 的	25	同上	3	5	同上	同上	弾着間隔 最高 4cm	弾着間隔 最高 3cm

らない。

第 5 条 労働制訓練に参加する者は、“体育運動の目的任務と医学上の監督知識並びに一般国防知識”の両講座の報告を注意して聞かねばならない。且つ規定項目の試験に合格せねばならない。中華人民共和国体育運動委員会は試験合格者に級別の 1 個の徽章，1 枚の証書を授与する。

第 6 条 労働制の 1 級及び 2 級の試験実施法は，第 1 項目の試験合格後 1 年以内に規定項目の標準に総て到達した者を合格とする。少年級の試験実施方法は，規定年齢の間に規定項目の標準に到達した者を合格とする。

第 7 条 労働制の実施を質量共に保証するために，各級の体育運動委員会並びに各系統的体育組織は検査を行なう権限を有する。

第8条 人民が常に体育訓練に参加するのを奨励し、体質を強固にするのを有効ならしめるため、労働制1級及び2級の徽章、証書の有効期限を3年とする。期間経過後再試験を行なう。試験合格者に新たな徽章、証書は発行せず、所持する証書にその旨を記載する。

第9条 徽章、証書の授与は、中華人民共和国体育運動委員会が委託した地方体育運動委員会並びにその関係部門が行なう。徽章、証書を授与する際は厳粛慎重に行ない、教育と体育奨励の目的を達せねばならない。

第10条 労働制の徽章、証書を得た者は、政治意識を高め、積極的に祖国建設と国防のため各種の工作に参加し、かつ積極的に大衆を動員し組織することに努力せねばならない。

第11条 省、直轄市、自治区体育運動委員会は本条例の精神と規定により労働制実施の具体的方法を遂行し、併せて中華人民共和国体育運動委員会に記録を報告せねばならない。

第12条 本条例は公布の日より施行する。「準備労働と国防」の仮条例は即時廃止する。⁽²²⁾
となっている。

この労働制に合致するようあらゆる体育、スポーツの政策が進められている。

運動員等級制度

運動員（運動選手）等級制度は総合の体力検定の労働制を基礎にしており、労働制とともに体育制度の根本となっている。この運動員等級制度は、1956年4月28日に草案、1958年6月12日に「中華人民共和国運動員等級制度条例」修訂草案が中華人民共和国体育運動委員会から公布され、1958年8月1日から実施されている。

8章25条からなっている運動員等級制度条例は、目的、等級、標準、等級の授与方法と権限、証書と徽章、権利と義務、等級称号の剥奪について規定している。

目 的

運動員等級制度は、労働衛固体育制度の基礎の上に立ち、運動選手に積極的に練習と鍛練を行なわせ、たえず政治的自覚と、技術の水準を高め、わが国の体育運動の発展を推進し、更に社会主義建設に従事させることにある（第1章第1条）。

等 級

等級は運動健将、1級運動員、2級運動員、3級運動員、少年級運動員の5階級であり、各級共に合格の必要条件がある。必要条件としては運動能力は勿論であるが、その他に、健将、1級、2級、3級では、中華人民共和国の公民であって、生産、工作、学習を好み、政治に対する考えが良く、体育道徳（スポーツマンシップ）の良い者と規定され、少年級は中華人民共和国体育運動委員会関係の競技に参加し、少年級の規定年齢以内であり、労働に熱心で、学習に積極的であり、スポーツマンシップの良いものと規定されている。

労衛制との関係は、健将と1級は労衛制の2級の標準に合格、2級と3級は労衛制の1級の標準に合格、少年級は労衛制の少年級の標準に合格することを必要条件としている。なお、少年級でも16歳と17歳のものは労衛制の1級に合格することが必要条件となっている。また、少年級の年齢のものでも、その他の等級に該当する記録を出した場合には当該記録の級をもらうことが出来る。

健将は最高名誉としての終身称号であるが、少年級は17歳まで、他の級の有効期限は2カ年となっている。しかし、2カ年以内でもその級の記録を維持出来なかった時には降級されるか、資格を失うこともあり、少年級では17歳を越えると資格を失う（第2章第2～5条）。

基 準

運動員等級の基準は総て中華人民共和国体育運動委員会が決定し、体育運動の発展と、運動選手の成長に従って4年目ごとに等級基準と必要条件が検討され、必要があれば改訂されることになっている（第3章第6～8条）。（等級基準は27種目について定められており、改訂は1963年10月15日に陸上競技、水泳、自転車、重量挙げで7カ所が改訂されただけである。）

授 与 者

運動健将は中華人民共和国体育運動委員会が、1級は各省、自治区、中央直轄市体育運動委員会が、2級、3級、少年級は各市（中央直轄市の区に相当するもの）、自治州、県体育運動委員会が授与する。ただし、中国人民解放軍の健将該当者のみはこの規定によらない（第4章第9～15条）

証書と徽章

運動員等級の資格をとった者には1枚の証書と1個の徽章を授与する。同時に2種目以上の資格を得た者も証書に併記するだけである。また、異種目で異級の資格を得た時には、上級の証書と徽章を授与する。証書に記載余白の無くなった場合には新たな証書を授与する。

上級の資格を得た時には証書は新たに授与され前のも返還しなくても良い。運動健将の資格を得た時には証書と徽章が新たに授与される（第5章第16～19条）。

権利・義務

体育大学、体育学校、体育学部、体育学科に入学を希望する時には優先して入学する権利、競技会に優先して出場出来る権利、各地の体育組織、各級の体育運動委員会の定めている権利を有する権利がある（第6章第20条）。

義務としては身体の全面的発展につとめ、たえず運動技術の水準を高めるように努力しなければならない。また、たえず政治的自覚を高め、生産に努力し、工作と学習に努め、祖国に忠義をつくし、人民を愛し、社会主義建設に積極的に努力しなくてはならない（第6章第21条）。

資格の剥奪

等級の称号の資格を有している運動員が犯罪や重大な誤りをおかし運動員の名誉をけがした時にはその資格を剥奪され、証書と徽章を取り上げられる。

運動員の資格を剥奪するか否かは、運動員の所属する単位から建議し、資格を与えた運動委員会の許可を得なくてはならない（第7章第22～23条）。

運動員等級の基準を見ると現在の中華人民共和国のスポーツのレベルを知ることが出来る。⁽²³⁾
⁽²⁴⁾運動健将は別としても1級以下の資格を与える基準が種目によってかなり異なっている。

例えば、陸上競技の100m（男子）の運動健将は10秒7に対して水泳の1500mは19分30秒で、水泳は日本の水準にくらべて低い。また、中華人民共和国で盛んなスポーツのバスケットボール、バレーボール、サッカーとハンドボール、野球等とではその基準が異なっており、競技人口の少ないと思われる水球、アイスホッケーとではまた資格基準が異なっている。

競技人口の少ない種目ほどその基準も低く、資格保持の制限もゆるくなっている。2カ年間に規定の資格保持の条件の試合に勝たなくてはバスケットボール等では降等か資格剥奪なのに対して、水球、アイスホッケーはただ1級級降だけであり、また、資格保持のための勝敗もバスケットボールの同級チームに2勝に対して野球、水球は同級チームに対して1勝で良いとなっている。

裁判員（審判員）等級制度

裁判員については、1956年4月28日に草案、1958年6月21日に「中華人民共和国裁判員等級制度条例」修訂草案が中華人民共和国体育運動委員会から公布された。

同条例は8章15条からなっておりその要点は、

審判員の等級は国家級、1級、2級、3級と分れており、国家級〇〇裁判員というように称する（第2章第2条）。

その資格証は、3級は県体育運動委員会が、2級、3級は省、自治区、中央直轄市の区、省轄市、専区、自治州の体育運動委員会が、1級、2級、3級は省、自治区、中央直轄市体育運動委員会が、国家級は中華人民共和国体育運動委員会が、授与出来ることになっている。中国人民解放军においては国家級は中華人民共和国体育運動委員会に申請して授与するが、他の級は中華人民共和国体育運動委員会の承認を得て授与する（第3章第4条）。

資格を受け得る基準は、国家級は5年以上の審判経歴と全国大会の審判長以上の業務及び各級審判員の訓練を担当出来る者、1級は3年以上の審判経歴と省級或いは省級程度の競技会の審判長以上の業務及び3級審判員の訓練を担当出来る者、2級は2年以上の審判経歴と県、市（省轄市）級、或は県、市級に相当する競技会の審判長が出来る者、3級は国家級或いは1級審判員（必要と認めた時は訓練能力を有する2級審判員）の主催する審判訓練班を終了し試験に合格した

者、或いは、球技種目で10会場、その他の種目では3～5回の審判経験を有する者となっている（第2章第3条）。

また、各級審判員はその仕事への態度・能力により、定期・不定期の評定を受け昇級する。2カ年間審判を行わない時には、自動的に等級を失い、所属の体育運動委員会から除名される⁽²⁵⁾（第4章第6～7条）。

教員（コーチ）等級制度

教員については、1958年6月21日に草案、1963年5月10日に「中華人民共和国教員等級制度条例」修訂草案が中華人民共和国体育運動委員会から公布された。

同条例は6章15条からなっており、その要点は、

教員（コーチ）の等級は、国家級、1級、2級、3級、補佐の5階級に分れている（第2章第2条）。

その資格の授与は、国家級と1級は中華人民共和国体育運動委員会が、2級は省（自治区、市）体育運動委員会が、3級と補佐は市、県体育運動委員会で決定する。中国人民解放軍においては国家級と1級は中華人民共和国体育運動委員会に申請するが、他の級は自ら制定した弁法により決定し中華人民共和国体育運動委員会に報告する（第4章第10条）。

各級コーチの条件は、補佐は中等体育学校の卒業生（国防体育種目のコーチは体育学校卒業生とは限らないが、一定の専門教育を受けなくてはならない）、或いは3年間選手として訓練を受けコーチの仕事を担当したもの、3級は、2年以上補佐コーチとしての任務を行ない、実際面で初級水準の選手を教育訓練する能力があると認められたもの、体育大学本科或いは体育学部卒業生、または5年間選手としての訓練を受けコーチとしての任務を行なったもの。2級は、満3年以上3級コーチとして経過し成績顕著なもので、比較的系統的に専門の運動の理論、知識と技術を有し、教育訓練を良く行ない併せて一定の体育理論の知識を持っているもの。1級は、2級コーチとして満3年以上経過し成績顕著なもので、系統的に専門種目の理論と技術を掌握し、体育理論の全般的知識を有し、比較的豊富な教育訓練の実際の経験を有し一定の科学研究と実際とを良く結合させている者で、一定の文化的素養を有し1種類の外国語の能力が有り、専門種目の外国専門書を読み得る能力のあるもの（或る種目、或いは特別任命のコーチについては外国語については暫くの間は必要条件としない）、国家級は、1級コーチとして満5年以上経過し成績卓抜なもので、専門種目の理論と技術に精通し、比較的高度の体育理論の知識を有し、豊富に実際の教育訓練の経験があり相当な科学的研究能力もあり、専門に関する科学的著作があるか或いは重要な発明・創造をなし、比較的高度の文化的素養を有し、1種類の外国語に比較的熟練し専門種目の研究をしているもの（或る種の種目、或いは特別任命のコーチについては外国語は必要条件としない）、

かつ、各級コーチの業務を進んで修め良く指導しうるもの（第3章第4～8条）。

コーチの昇級は毎年1回行なうと規定されているが、政治上、業務上の進歩が特別に速く、教育訓練の成績が特別に顕著か、或いは重要な発明・創造を行なうか、または国家に対し重要な貢献をしたコーチ、選手はコーチの需要により年限の制限を受けずに昇級或は越級出来ることになっている（第3章第9条、第4章第11条）。

(27)

労衛制が体育、スポーツの基本をなすものであり、運動員、裁判員、教練員の制度はスポーツの核心をなすものである。この3制度の公布以後の中華人民共和国のスポーツは非常に進歩をし、種目によっては世界の水準に達したのである。それは運動員制度によりスポーツに対する意欲をもやし、教練員制度により良いコーチの指導を受け、裁判員制度により公正な試合が出来るためと考えられる。

注 (22) 「新体育」1958年第21期号、新体育社（北京）、30～32頁。

(23) 「新体育」1958年第12期号、新体育社（北京）、31～32頁。

(24) 前掲(23)書、32～41頁。

(25) 前掲(23)書、29～30頁。

(26) 武術、中国相撲、中国将棋等。

(27) 「体育報」第513期（1963年5月13日号）、体育報社（北京）。

(28) 第26回（1961年）、第27回（1963年）世界卓球選手権男子団体優勝、第59回（1963年）世界スピードスケート選手権大会男子1500m優勝、その他、重量挙げ、射撃、水泳の世界新記録等。

6. 中華人民共和国のスポーツ

体育組織

中華人民共和国の体育組織は国家機関として中華人民共和国体育運動委員会と中華全国体育総会があり、両機関共に各々下部組織がある。中華人民共和国体育運動委員会は指導機関であり、これに対して中華全国体育総会は実施機関である。

中華人民共和国体育運動委員会には「体育運動委員会組織簡則」（8条）（1956年3月23日国務院常務会議批准）、中華全国体育総会には「中華全国体育総会章程」（4章9条）がある。

両組織の目的と任務は、

中華人民共和国体育運動委員会

目 的

中華人民共和国体育運動委員会は国務院の指導の下に、統一的指導を行ない、全国の体育事業を監督し、体育・スポーツの発展に責任を負い、以て人民の体質を增強し、人民の勇敢さを

培養し、堅毅と集体主義精神により、労働する人民を生産主義教育と労働衛國教育に向わせる（第1条）。

任 務

1. 本会直屬の企業、機關、団体と学校を管理し、地方の各級体育運動委員會の仕事を指導する。
2. 各部門、工会（労働組合）、合作社（協同組合）とその他の社会団体の体育方面の任務を指導、配合、監督しこれ等の部門が國務院が公布或は批准公布した体育運動の問題・決議に対しての検査の責を負い、執行情況により命令と指示を行ない、検査の結果によっては相応の措置をとり、必要な時には体育・スポーツ發展の問題について建議を提出し國務院に報告して批准施行を要請する。
3. 労働衛國体育制度を推進し、大衆の体育活動を展開し、組織して、選手の運動技術を高め、關係ある体育・スポーツの統計を作製する。
4. 全国的に運動競技の計画を作製し、全国的な運動競技を挙行し、各部門と社会団体の挙行する運動競技の組織と仕事を監督し、各種目の競技における全国的成績と新記録を公認する。
5. スポーツの國際關係に対しての責任を負い、各種目の國際競技を挙行し中国の國際競技に参加する選手団を組織する。
6. 各種の競技規則を制定し、各体育組織の使用する体育・スポーツの教授大綱、教科書と教材を審査し、高等教育部、教育部、その他關係ある部門と共同で一切の高等学校、中等專科學校、その他の中級、初級の学校用の体育・スポーツの教授大綱、教科書と教材を審査する。
7. 体育科学研究機關の設立と各体育大学の研究室に試験室の設立を通過させ、体育科学研究の仕事を組織する。
8. 關係部門と協同して体育教員資格者と専門家を養成し、各部門、労働組合、協同組合とその他の社会団体が体育幹部を養成し、任務につかせることを監督する。
9. 衛生部と協同して体育・スポーツの医務監督を組織する。
10. 体育の宣伝工作进行を組織して推進させ、各部門、労働組、協同組合、その他の社会団体がこの工作进行を推進させるのを指導する。
11. 全国の体育場、体育館の統計をつくり、各地区、各系統の体育場、体育館の建設を計画し、此等の建設工程の進行状況を監督し使用法を規定する。
12. 体育用品の生産計画の制定に参画し、その執行を監督し、体育用品の規格と標準を制定する。

13. 運動員、審判員の等級制度条例を起草し、優秀運動員、審判員とその他の体育従事者の
光栄称号、徽章、紀念章を授与する。全国の優勝競技の優勝者、各種スポーツの国家記録
の創造者とその他の優秀運動員、審判員、コーチ、体育教師、体育・スポーツの組織家に
制度に準じて相応の称号、賞金、徽章、紀念章と賞品を授与する (第2条)。
(29)

中華全国体育總會

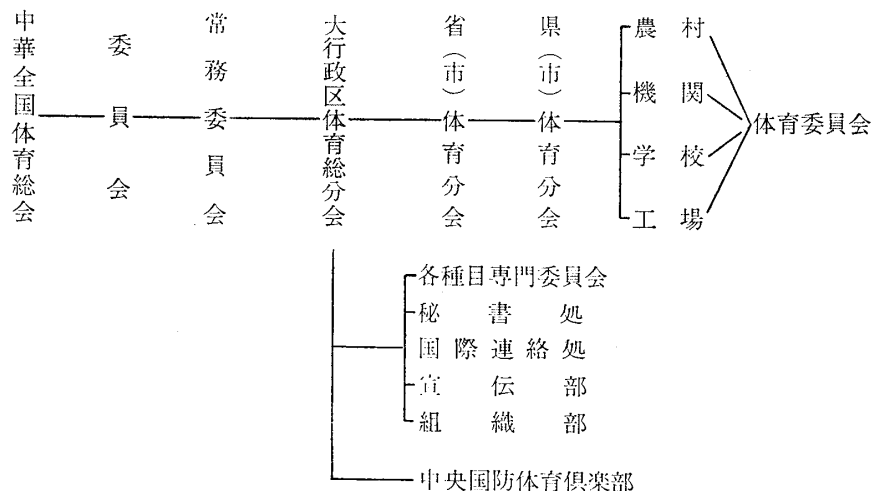
目 的

本会の目的は中央人民政府と中国共産党の指導の下に、共同綱領第48条に基づき「国民体育
の提唱」の規定と人民政府に関係ある体育政策の発展、政府組織の援助、国民の体育・スポー
ツを指導推進し、人民の身体、健康を増進させ、国防と生産に服務させるにある (第2条)。

任 務

1. 全国の体育・スポーツ計画を制定し、全国の各体育組織がこれを実施するように指導し
実行させる。
2. 各種の関係ある体育・スポーツの制度と規則を制定公布する。
3. 国際間の体育・スポーツの事務、連絡に対する責を負う。
4. 全国的競技会の举行、各種スポーツの国家代表選手の選抜と訓練を行なう。
5. 体育・スポーツ書の編纂。
6. 人民大衆に体育・スポーツの宣伝教育工作を推進する。
7. 体育工作に従事する幹部を養成する。
8. 全国の重要な運動場の建築、設備と運動用品の設計並びに審査をする (第3条)。
(30)

中華全国体育總會の組織を図示すると、



中華人民共和国は労働者のスポーツを奨励しており、鉄道関係の機関車体育協会、第2機械

工業関係の火星体育協会、全国生産販売組合関係の合力体育協会というように業種別の体育協会を組織させている。

その組織を機関車体育協会に例をとってみると、

全国鉄道——区——分区——地区（路線）——基層（駅）、となっており、その最下部組織は駅であり、合力体育協会の最下部組織は一つの生産販売組合となっている。
(31) (32)

競技会の開催

中華人民共和国の競技会の開催は1958年6月21日に中華人民共和国体育運動委員会から公布された「中華人民共和国体育運動競技制度」（修訂草案）によって定められている。

この体育運動競技制度に競技会の種類、毎年の開催回数並びに競技種目、参加団体が定められている。それは、

1. 総合競技会

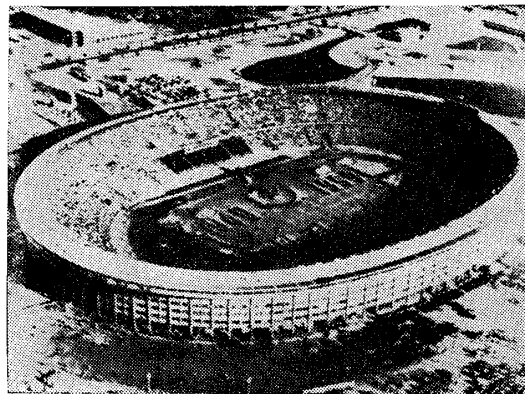
各種の種目を総括して行なう大規模な競技会で、4年に1回開催されることになっており、

第1図 第1回総合競技会ポスター（「新体育」誌より）



第1回は1959年9月13日から9月27日まで8万人収容の北京工人競技場（1959年完成）を主競技場とし、その他に北京体育館、先農壇競技場等を使用し42種目の競技
(33)

第2図 第1回総合競技会開催式（「新体育」誌より）



を行なった。参加単位は特別市（北京、青島等）、人民解放軍、省、自治区の29単位である。

全国運動会は4年に1回の開催なので第2回は1963年に開催されるはずであったが、国内事情から1965年に開催されることになっている。

2. 種目別選手権大会

参加単位が全国的で定期的に開催される1種類の運動種目の競技会で、陸上競技、自転車、体操、重量挙げ、拳闘、フェンシング、巧技運動、レスリング、弓、囲碁将棋、スキー、スピードスケート、フィギアスケート、水泳、飛込、ボート、ヨット、庭球、野球、ソフトボール、

ハンドボール、卓球、バドミントン、武術の24種目について毎年1回開催する。

3. 等級競技会

技術水準の高い選手の参加する競技会で、参加単位は人数や活動性によって異なる競技会で、団体競技では一定の技術水準のチームが集まり、個人種目では一定の技術水準の選手が参加するもの。

競技回数は、(イ)サッカー、バスケットボール、バレーボールは毎年毎種目甲・乙・丙3級（チームの構成メンバーにより各チームは甲、乙、丙の3級にランクされている。）の級別リーグ戦を3回。(ロ)陸上競技は毎年春、夏、冬3回の競技会。(ハ)卓球は毎年少なくとも2回。(ニ)体操、重量挙げ、水球、アイスホッケー、水泳、スピードスケートは毎年少なくとも1回、となっている。

4. 対抗競技

同じ程度の組織が連合して毎年行なう競技会。省対抗、市対抗のごときもの。

5. 通信競技

時間、距離、計算によって行なえる種目の競技で、通信方法により優勝の決定出来る陸上競技、水泳、重量挙げ、スケート、自転車、弓、射撃について毎年1回行なう。

6. 少年競技

17歳以下の少年が行政区域を参加単位として、陸上競技、水泳、飛込、水球、スピードスケート、フィギュアスケート、アイスホッケー、スキー、体操、サッカー、バスケットボール、バレーボール、卓球、バドミントン、庭球の15種目について年1回開催。

7. 系統別競技会

系統別競技会とは職工、部隊、学生というように系統別に分れて行なう競技会で、その推進母体は機関車体育協会、火星体育協会というような業種別体育協会である。

中華人民共和国では人民公社の民兵組織を強化しているという国情から国防体育には非常に力を入れており各地に国防体育倶楽部が設けられており、射撃、オートバイ、無線、船舶、船舶模型、モーターボート、飛行機、グライダー、落下傘、航空模型の種目の競技会については国防体育協会の定めた規定によることになっている。

対外競技

中華人民共和国の対外競技に対する態度は現在世界のスポーツ界で問題となっているスポーツの2つの世界の一方の旗頭的存在である。共産圏の指導者であるソビエトはオリンピックにも参加しているし世界各地で開催される各種の世界選手権大会にも出場しているが、それに反して中華人民共和国はオリンピックにも不参加であるし、会場がいわゆる自由圏の場合には不参加の場合が多いし、中華民国の参加する場合には絶体に参加していない。そのために対外試合

は主として共産圏諸国となっている。初期においてはソビエトと東欧諸国が主であったが、中ソ論争以後は東南アジア諸国が主となっている。

中華人民共和国は中国には一つの体育組織、すなわち中華全国体育総会しかないと主張し、中華民国N.O.C.を認めているI.O.C.には参加出来ないとして脱退してしまった。その後、I.O.C.は中華人民共和国N.O.C.という名称でならI.O.C.に参加出来るとしているが、あくまで中華民国を含む中国N.O.C.としての参加を強調し2つの中国を認めずI.O.C.に復帰していない。

同様の考え方から国際体操連盟が昭和39年7月14日に中華民国の加盟を承認すると同時に中華人民共和国は脱退した。

第3図 第26回世界卓球大会
ポスター(「新体育」誌より)



現在までのところ中華人民共和国で開催された世界選手権大会は1961年4月5日から4月14日までの第26回世界卓球選手権大会だけである。この大会での中華人民共和国の進出はめざましく、男子団体、男子単、女子単で優勝し、女子団体、女子複、混合複で第2位となっている。

中華人民共和国は現在オリンピックは勿論アジア大会にも各種のアジア選手権大会にも出場していないが、そのスポーツ界の実力は最近の数年間に急上昇を続けており世界記録もいくつかつくりだされている。もし、中華人民共和国がオリンピックに参加したと仮定すればオリンピックに一波瀾起こすことはたしかであるし、アジア大会に出場した場合には日本の強敵となり、日本は非常に苦戦をすることは

たしかである。

体育施設

中華人民共和国成立以前においては体育施設は一部の限られた階級の人たちのものであったが、国家成立以後「発展体育運動、増強人民体質」のスローガンの下に体育施設の対象を青少年と労働者に向け、大衆の健全娯楽としてのスポーツ施設の充実と積極的な奨励に政府が乗り出し、各地に体育施設が次々と建設されている。労働組合、農村でも夫々文化活動として体育施設を持ちスポーツを楽しんでいる。

世界卓球選手権大会の開かれた工人(労働者)体育館のすぐ近くには、第1回総合競技会の主競技場であった工人体育場もある。この場所は昔沼沢地であった所に1958年以後整備を重ねてスポーツセンターをつくり上げ、現在では10万人収容の競技場、1万5千人収容の体育館、プ

ール3, 陸上競技とサッカーの練習場各1, 屋外のバスケットボールコート12がつくられ, これを総称して工人体育場としている。

この外, 北京には北京体育大学の体育館, 室内陸上競技場等がつくられており, 北京体育館もある。また, 北京の紫金城の一部も文化宮となり大衆のスポーツ, 娯楽の場所となっており, 上海の旧競馬場がバスケットボールコートとなり, 旧ハイライ場が体育館となったように, 各地で昔の娯楽施設が体育施設に変えられている。しかし, 他の都市では北京ほどには体育施設が充実されておらず, 簡単な施設でスポーツを行なっている。

武 術

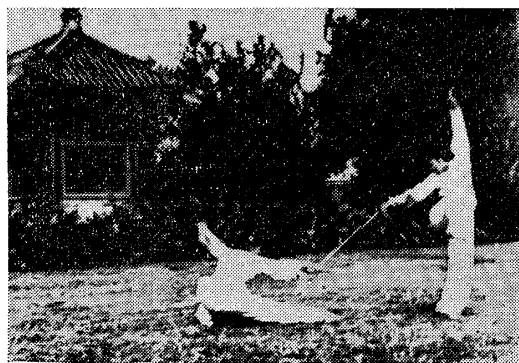
中華人民共和国は新しいスポーツに非常に力を入れているが, 決して中国古来から在存しているものを捨ててしまったのではなく大切に保存しているのである。

第4図 武 術 (“China's Sports”誌より)



中国に古くから伝えられている拳法を中華民国初期に整理, 統合して国術という名称をつけたが, 中華人民共和国ではその名称を武術と改めて大いに奨励しており, 武術の種目別全国大会も開かれてお

第5図 武 術 (「新体育」誌より)



り, 総合競技会の種目にもなっている。

現在盛んに行なわれている武術は太極拳とそれから分派した各種の拳が主であり, 多数出版されている武術の解説書・指導書も太極拳関係のものが一番多い。

体育関係書にも太極拳でいかに健康を保ったかというような有名人の体験談も数多く発表されており, 老人が保健のために太極拳をやっている写真も出ている。

武術の詳細については拙著「中国に於ける医療体操と拳法」(教養論叢第6号, 昭和35年9月15日)を参照されたい。

中華人民共和国における武術の地位は, わが国の柔道, 剣道のごときものと考えて良いであろう。

- 注 (29) 前掲(19)書, 2~4頁。
- (30) 「中華人民共和国体育運動文件彙編—第1輯—」(1957年), 人民体育出版社(北京), 11~12頁。
- (31) 前掲(20)書, 38頁。
- (32) 前掲(20)書, 42頁。
- (33) 42種目のうちには日本人が競技として扱っていない航空模型, 船舶模型, 囲碁, 中国将棋, チェス等も含まれている。
- (34) 「新体育」1958年第13期号, 新体育社(北京), 32~33頁。

7. む す び

中華人民共和国は1949年に成立した若い国であるが, 国家成立以前の苦難の時代から体育, スポーツに力をそそいでおり, 国家成立と同時にその発展のための政策を次々と打ち出している。共産主義国の特徴として政府の方針は反対もなく実施されているので, 国民生活の程度は先進国にくらべてまだ貧しいけれども, それに比較出来ないくらいの体育施設をつくりあげている。

また, 体育, スポーツを振興するための法令として, 労働衛國体育制度条例, 運動員, 審判員, コーチの等級制度を実施してスポーツの発展に努め, 優秀者教育の少年業余体育学校, 青年業余体育学校を設けている。その努力は着々と成果をおさめて世界のスポーツ界に頭角を現わしつつある。労働組合, 軍隊もスポーツには力をそそいでいる。

しかし, 国情から政治がスポーツに優先しているので, オリンピック, アジア大会に不参加であり, 2つの中国問題から I.O.C.を始めいくつかの国際競技団体から脱退をしている。

中華人民共和国は総てのスポーツに力をそそぎ, 中国古来の拳法も武術と名付けて大事に保存し, 保健術として発展させている。登山も国家成立以後盛んに行なわれ, 1960年5月25日にはチベット側からエベレストに, 1964年5月2日には, ただ一つ残っていたヒマラヤの8000米級の未登峰のシシャパンマの登頂に成功している。

国家が多額の費用を出して施設を充実し, 人材を養成しているので, 中華人民共和国のスポーツの前途は洋々たるものであろう。

(昭和39年7月31日)